

# 第21回 定時株主総会 招集ご通知



## 決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である  
取締役を除く)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役  
3名選任の件

議決権行使期限

インターネット

2020年6月22日(月曜日)午後6時送信まで

書面(郵送)

2020年6月22日(月曜日)午後6時到着まで

ネットイヤーグループ株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を避けるため、皆様の健康状態にかかわらず、本総会の当日は会場にご来場せず、書面またはインターネットによる議決権行使を行うことを強く推奨いたします。(議決権行使の方法については3ページをご覧ください)

当日ご来場された場合でも入場をお断りすることがございます。

本総会においては、開催時間を短縮する観点から報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明の割愛ならびに質疑の制限を行う予定です。

今後、本総会の開催日までの状況変化と当社によるその対応については、当社企業情報サイトにてお知らせいたします。

<https://www.netyear.net/ir.html>

**ビジネスの未来をデジタルで創る、  
ビジネスの未来をユーザーと創る。**

**ユーザーエクスペリエンスからすべてが始まる。**

株主の皆様へ

証券コード 3622

2020年6月1日

東京都中央区銀座二丁目15番2号  
ネットイヤーグループ株式会社  
代表取締役社長 石黒 不二代

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 第21回 定時株主総会招集ご通知

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、次ページを参照ください。

**1.日 時** 2020年6月23日(火曜日) 午前10時

**2.場 所** 東京都中央区銀座二丁目15番2号 (東急銀座二丁目ビル)

ネットイヤーグループ株式会社 地下1階 セミナールーム

※新型コロナウイルス感染症の拡大を避けるため、皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日に来場せず、書面またはインターネットによる議決権行使を行うことを強く推奨いたします。

### 3.目的事項

#### 報告事項

- 1) 第21期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2) 第21期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件  
(5頁をご参照ください)
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
(10頁をご参照ください)

以上

本招集通知の内容は、早期に情報を提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(www.netyear.net)に掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

当社株主総会における議決権行使には次の方法がございます。

## 株主総会にご出席の株主様

### 総会受付に提出

同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出してください。

当日ご出席の場合、郵送やインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 株主総会にご出席いただけない株主様

### 書面を郵送

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入の上、郵送してください。

行使期限

2020年6月22日(月曜日)  
午後6時到着分まで

### インターネット

次ページ記載の「インターネットによる議決権行使について」に従い、議決権を行使してください。

行使期限

2020年6月22日(月曜日)  
午後6時送信分まで

新型コロナウイルス感染症の拡大防止およびみなさまの感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによる議決権行使を強く推奨いたします。

書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使について

## パソコンをご利用の方

議決権行使ウェブサイトアドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net/>

## スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

**インターネットによる議決権行使は、2020年6月22日（月曜日）午後6時までとなっております。お早めの行使をお願いいたします。**

- (1) インターネット接続料金、パケット通信料その他料金等は、株主様のご負担となります。
- (2) パソコンやスマートフォンのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- (3) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (4) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (5) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (6) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9:00～午後9:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員が任期満了となります。本議案は、次のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものです。

候補者 番号	氏名	当社における地位・担当			
1	石黒 不 二 代	代表取締役社長 CEO	再任		
2	林 田 敏 之	代表取締役副社長 COO	再任		
3	有 馬 勲	取締役	再任	非執行	
4	内 山 尚 幸	取締役	再任	非執行	
5	龍 神 巧	取締役	再任	非執行	
6	川 田 篤	社外取締役	再任	非執行	社外

候補者番号 1 <sup>いしぐろ</sup> <sup>ふ</sup> <sup>じ</sup> <sup>よ</sup> 石黒 不二代 (1958年2月1日生)

再任

### 略歴、当社における地位および担当

1999年7月 当社取締役  
2000年5月 当社代表取締役社長 CEO (現任)  
(重要な兼職)  
株式会社ホットリンク 社外取締役  
損害保険ジャパン株式会社 社外取締役  
マネックスグループ株式会社 社外取締役

### 取締役候補者とした理由

石黒氏は、当社創業者であり、インターネット技術を用いた新しいビジネスモデルやサービスモデルに対する豊富な経験と知識を持っています。当社代表取締役社長CEOとして連結グループ全体の経営方針や事業戦略の方針立案、決定およびその遂行において重要な役割を果たしており、今後も企業価値向上に寄与することが期待できることから、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 504,321株

取締役会出席回数 13/13回 (100%)

候補者番号 2 <sup>はやし</sup> <sup>だ</sup> <sup>とし</sup> <sup>ゆき</sup> 林田 敏之 (1966年12月10日生)

再任

### 略歴、当社における地位および担当

1990年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信  
株式会社 (現株式会社エヌ・ティ・  
ティ・データ) 入社  
2008年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・  
データ・テラノス 代表取締役社長  
2013年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
第三法人事業本部 交通・流通  
ビジネスユニット第一統括部長  
2015年7月 同ITサービス・ペイメント事業本部  
交通・流通事業部 第三統括部長  
2016年7月 同ITサービス・ペイメント事業本部  
ライフデジタル事業部長  
2019年6月 当社代表取締役副社長 COO (現任)  
(重要な兼職)  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・テラノス  
代表取締役副社長

### 取締役候補者とした理由

林田氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (当社親会社) において、法人分野における顧客接点領域の大型システム開発プロジェクトマネジメントの経験を重ねてまいりました。また、グループ会社の代表取締役社長経験等、組織経営に関する豊富な経験と知識を有しております。

これらの経験および実績を生かして、林田氏は当社代表取締役副社長COOとして業務執行体制強化、プロジェクト推進および管理体制の強化等をおこなってまいりました。今後も取締役会の意思決定を通じ、当社グループの企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 一株

取締役会出席回数 10/10回 (100%)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号 3 <sup>あり</sup>有馬 <sup>いさお</sup>勲 (1966年2月28日生)

再任

非執行

### 略歴、当社における地位および担当

- 1990年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社  
社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）入社
- 2005年6月 同製造・流通ビジネス事業本部  
流通・サービスビジネスユニット長
- 2008年4月 同流通・サービス事業本部 交通・  
流通ビジネスビジネスユニット長
- 2010年10月 同グローバルITサービス  
事業推進部長
- 2014年6月 同法人コンサルティング&  
マーケティング本部長
- 2017年6月 同執行役員 ITサービス・  
ペイメント事業本部長（現任）
- 2019年6月 当社取締役（現任）  
（重要な兼職）  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
執行役員 ITサービス・ペイメント事業本部長

### 取締役候補者とした理由

有馬氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて、組織経営に関する豊富な経験と知識を有しております。これらの経験および実績を生かし、当社においても中長期的な企業価値向上の視点から事業および組織面より多角的な発言を行っております。今後も取締役会の意思決定を通じ、当社グループの企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 一株

取締役会出席回数 10/10回（100%）



候補者番号 4 <sup>うち やま</sup> 内山 <sup>なお ゆき</sup> 尚幸 (1971年12月15日生)

再任

非執行

### 略歴、当社における地位および担当

- 1996年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社  
社(現株式会社エヌ・ティ・  
ティ・データ)入社
- 2015年7月 同ITサービス・ペイメント事業本部  
部長
- 2016年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部  
カード&ペイメント事業部  
ビジネス企画統括部長
- 2018年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部  
サービスデザイン統括部長
- 2019年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部  
SDDX事業部長(現任)
- 2019年6月 当社取締役(現任)  
(重要な兼職)  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
ITサービス・ペイメント事業本部 SDDX事業部長

### 取締役候補者とした理由

内山氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおけるペイメント領域の新サービス企画および、リテール・サービス業界をターゲットとしたソリューション企画に関する豊富な経験と知識を有しております。これらの経験および実績を生かし、当社取締役会において中長期視点に立った事業改善等、活発に発言を行っております。今後も取締役会の意思決定を通じ、当社グループの企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 一株

取締役会出席回数 10/10回(100%)

候補者番号 5 <sup>りゅう じん</sup> 龍神 <sup>たくみ</sup> 巧 (1976年7月29日生)

再任

非執行

### 略歴、当社における地位および担当

- 1999年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・  
データ入社
- 2018年4月 同製造ITイノベーション事業本部  
部長
- 2019年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部  
SDDX事業部 マーケティングデザイ  
ン統括部長(現任)
- 2019年6月 当社取締役(現任)  
(重要な兼職)  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
ITサービス・ペイメント事業本部  
SDDX事業部 マーケティングデザイン統括部長

### 取締役候補者とした理由

龍神氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおけるビジネスデザイン、サービスデザインおよびデジタルマーケティング領域での戦略立案、オフライン開発に関する豊富な経験と知識を有しております。これらの経験および実績を生かして、当社取締役会においてビジネス・サービス面等多角的な視点で活発に発言を行っております。今後も取締役会の意思決定を通じ、当社グループの企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 一株

取締役会出席回数 10/10回(100%)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号 6 <sup>かわ</sup> <sup>た</sup> 川 田 <sup>あつし</sup> 篤 (1973年9月8日生)

再任

非執行

社外

## 略歴、当社における地位および担当

1999年 1月 有限会社オロ(現 株式会社オロ)  
設立 代表取締役社長(現任)  
2010年 1月 欧楽科技(大連)有限公司 董事長  
2012年 12月 oRo Vietnam Co.,Ltd.会長  
2013年 12月 oRo Malaysia Sdn.Bhd. Director  
(現任)  
2014年 7月 oRo(Thailand) Co.,Ltd.取締役  
2016年 1月 台灣奧樂股分有限公司 董事  
2016年 5月 大連奧樂廣告有限公司 董事長  
2018年 2月 欧楽科技(大連)有限公司 董事  
(現任)  
2018年 2月 大連奧樂廣告有限公司 董事(現任)  
2018年 2月 台灣奧樂股分有限公司 董事(現任)  
2018年 6月 当社社外取締役(現任)  
2018年 7月 oRo Digital Asia Sdn. Bhd.  
Director(現任)

(重要な兼職)

株式会社オロ代表取締役社長

## 社外取締役候補者とした理由

川田氏は、インターネット関連の技術およびビジネスに関する知見を有しており、また、現役の上場企業代表取締役として、経営に関する経験と知識を有しております。これらの経験および知見を生かし、当社取締役会において、経営、事業面から多角的な発言を行っております。今後も取締役会の意思決定を通じ、当社グループの企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

所有する当社株式数 7,355株

取締役会出席回数 13/13回(100%)

注)

1. 石黒不二代氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 林田敏之氏、有馬勲氏、内山尚幸氏および龍神巧氏は、上記略歴のとおり株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(当社親会社)において過去5年間、同社の業務執行者として各役職を歴任しております。また、当社は同社との間に業務委託等の取引関係があります。
3. 川田篤氏は社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は株式会社オロの代表取締役社長を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当社は、引き続き契約を継続する予定です。
4. 所有する当社株式数については、当社役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。
5. 本議案においては、監査等委員会による意見はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。本議案は、次のとおり、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

候補者 番号	氏名	当社における地位・担当			
1	後藤 恒久	取締役 監査等委員会 委員長	再任		
2	古田 利雄	社外取締役 監査等委員	再任	社外	独立
3	芦澤 美智子	社外取締役 監査等委員	再任	社外	独立

候補者番号 1 <sup>ごとう</sup>後藤 <sup>つね</sup>恒 <sup>ひさ</sup>久 (1957年3月1日生)

再任

### 略歴、当社における地位および担当

1981年4月 日本電信電話公社入社  
1988年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社 (現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) へ移行 開発本部課長  
1994年8月 同人事部部长  
2000年11月 同経営企画部部长  
2007年7月 同法人システム事業本部副事業本部長  
2009年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 取締役  
2012年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ウェブ代表取締役専務  
2015年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・セキュリティシステムズ 代表取締役副社長  
2019年6月 当社取締役 監査等委員 (現任)  
(重要な兼職)  
なし

### 取締役候補者とした理由

後藤氏は、NTTグループおよびエヌ・ティ・ティ・データグループにおける企業経営の豊富な実績に加え、経営企画部門・人事部門での経験を有しており、その幅広い視点と経験を活かして、常勤の監査等委員として当社グループ経営に対する監査等を行っております。今後も当社グループの健全性の確保および透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

所有する当社株式数 291株

取締役会出席回数 10/10回

候補者番号 2 <sup>ふる</sup>古田 <sup>とし</sup>利 <sup>お</sup>雄 (1962年2月4日生)

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位および担当

2002年4月 弁護士法人古田アンドアソシエイツ法律事務所 (現弁護士法人クレア法律事務所) 代表弁護士 (現任)  
2009年6月 当社社外監査役  
2016年6月 当社社外取締役 監査等委員 (現任)  
(重要な兼職)  
弁護士法人クレア法律事務所 代表弁護士  
株式会社キャンパス 社外取締役 監査等委員  
株式会社トランザクション 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由

古田氏は弁護士としての深い知識と経験を持つと共に他上場企業における社外役員の経験を持っており、その知見と経験を生かし当社グループ経営に対して監査等を行っております。今後も当社グループの企業価値向上およびコーポレートガバナンス強化に寄与して頂けると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社株式数 一株

取締役会出席回数 13/13回

### 略歴、当社における地位および担当

- 1996年10月 センチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
- 2003年9月 株式会社産業再生機構 入社
- 2006年2月 アドバンテッジパートナーズLLP（現（株）アドバンテッジパートナーズ）入社
- 2013年4月 横浜市立大学 国際総合科学部（現国際商学部）准教授（現任）
- 2013年4月 横浜市立大学 国際マネジメント研究科（大学院）准教授（現任）
- 2016年4月 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 非常勤講師（現任）
- 2016年6月 当社社外取締役
- 2018年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）  
 （重要な兼職）  
 横浜市立大学 国際商学部 准教授  
 横浜市立大学 国際マネジメント研究科（大学院）准教授  
 NECネッツエスアイ株式会社 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由

芦澤氏は公認会計士登録の経歴があり、会計、経営、事業再生分野における高い見識と経験を持ち合わせており、当社グループ経営に対して監査等を行っております。今後も当社グループの企業価値向上およびコーポレートガバナンス強化に寄与して頂けると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

**所有する当社株式数 1,432株**

**取締役会出席回数 12/13回**

### 注)

- 後藤恒久氏は、過去5年間に於いて株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（当社親会社）の子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ウェブおよび株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズの業務執行者を歴任しております。
- 古田利雄氏および芦澤美智子氏は社外取締役候補者であり、当社と両氏との間に特別の利害関係はありません。当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には引き続き両氏を独立役員とする予定です。
- 当社は、古田利雄氏および芦澤美智子氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には引き続き当該契約を継続する予定です。
- 古田利雄氏は現在当社の監査等委員である社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって4年です。なお、同氏は、その前7年間当社の業務執行者ではない役員（監査役）でありました。
- 芦澤美智子氏は現在当社の監査等委員である社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって2年です。なお、同氏は、その前2年間当社の業務執行者ではない役員（社外取締役）でありました。
- 所有する当社株式数については、当社役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。
- 本議案においては、監査等委員会の同意を得ております。

以上

(提供書面)

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、自然災害の影響による工業製品出荷停滞、消費税率引き上げの影響、米中間での貿易摩擦をはじめとするグローバルリスク等、不透明感が強まって推移しました。また、2020年になり、新型コロナウイルスが世界的に感染拡大したことで、外出自粛、各種エンターテイメントの中止、工場の操業停止等、経済活動にも大きな影響が出始めています。

このような経済環境のもと、消費者が情報を収集する媒体として、テレビや新聞等のマスメディアからデジタルメディアへのシフトがさらに進んでいます。消費者が利用するメディア接触時間に占めるデジタルメディアのシェアは、50%を超え（株式会社博報堂DYメディアパートナーズ「メディア定点調査2019」より）、2019年におけるインターネット広告費は、前年比119.7%の2兆1,048億円となり、テレビメディアの1兆8,612億円を上回っています。また、日本の総広告費に占める割合は30.3%まで拡大しています。

デジタルメディアの急速な拡大は、企業のIT投資にも影響を与えており、従来の社内業務の効率化・コスト削減を中心とする「守りのIT投資」から、ITの活用による製品・サービスの開発強化やビジネスモデルの変革を通じた新たな価値の創出、競争力の強化を目指す「攻めのIT投資」へシフトする動きを加速させています。クラウドやAI、IoT等のデジタル技術を用いて企業のビジネスモデルやビジネスプロセスを変革し、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通じて、顧客体験の変革や競争優位性の確立を目指す「デジタルトランスフォーメーション」に取り組む企業も増えています。

一方、デジタルマーケティング市場の拡大に伴い、大手コンサルティング企業や広告代理店等を中心に、競争優位性の獲得を目的とした投資や人材採用が活発化し、デジタルマーケティング市場における企業間の競争環境はさらに激化しています。また、デジタル技術の導入が顧客企業の経営に大きな影響を与えるようになった結果、システム間の高度な連携や複数のベンダーを組み合わせたプロジェクト等、プロジェクトの運営が高度化、専門化、大規模化しています。

このような事業環境の中、当社では、直近の課題として営業損失の解消を目指し、値引きの抑制やプロジェクト管理体制の強化によるプロジェクト収益の改善の他、人材育成に向けたOJTやリーダー研修の強化、従業員のワーク・ライフバランスの充実による生産性向上等の施策を行ってまいりました。また、親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・デ

ータ（以下「NTTデータ」）との協業をすすめ、当社が持つ顧客体験設計のノウハウと、NTTデータのシステム構築力を融合したサービスの提供を推進してまいりました。この結果、当社におきましては増収となり、営業損失を解消する一方、ソーシャルメディア領域を主な事業領域とする連結子会社の株式会社トライバルメディアハウスが、大型顧客の予算縮小等から減収となり、連結売上高が減少する結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,465百万円（前連結会計年度比0.9%減）、営業損失77百万円（前連結会計年度は営業利益21百万円）、経常損失77百万円（前連結会計年度は経常利益20百万円）となりました。なお、非支配株主に帰属する損失9百万円を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純損失は68百万円（前連結会計年度は事業用資産の減損損失として特別損失73百万円を計上したこと等から親会社株主に帰属する当期純損失83百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3百万円です。その主なものは、社内利用システムの取得等、リース資産への設備投資額3百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2017年 3 月期)	第 19 期 (2018年 3 月期)	第 20 期 (2019年 3 月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	5,906,871	6,189,938	5,513,655	5,465,836
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△297,763	312,931	△83,585	△68,252
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 ( △ )	△43.05	44.71	△11.94	△9.75
総 資 産(千円)	3,172,989	3,203,880	2,742,091	2,712,958
純 資 産(千円)	1,768,123	2,062,849	1,958,483	1,856,243
1株当たり純資産額 (円)	249.30	290.72	275.34	262.33

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2017年 3 月期)	第 19 期 (2018年 3 月期)	第 20 期 (2019年 3 月期)	第 21 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	3,950,013	4,111,298	3,403,531	3,493,091
当期純利益又は当期 純 損 失 ( △ ) (千円)	△149,687	169,046	△133,342	40,191
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 ( △ )	△21.64	24.15	△19.05	5.74
総 資 産(千円)	2,682,322	2,547,443	2,073,285	2,195,625
純 資 産(千円)	1,670,335	1,816,220	1,658,140	1,673,433
1株当たり純資産額 (円)	238.24	259.11	236.62	239.10

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況及び親会社との間の取引に関する事項

当社の親会社は株式会社エヌ・ティ・ティ・データで、当社の議決権の48.5%（株式数3,395,701株）を保有しております。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの親会社はNTT株式会社であり、NTT株式会社の親会社は日本電信電話株式会社であるため、NTT株式会社及び日本電信電話株式会社も当社の議決権の48.5%（株式数3,395,701株）を間接所有しており、当社の親会社であります。

当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対して、当社サービスを提供しております。これらの取引については、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しており、当社取締役会においても同様の理由により当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社トライバルメディアハウス	37百万円	92.5%	ソーシャルメディアマーケティング支援

#### ③ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、短期的な業績の向上、中長期的な企業価値の向上を遂げるため、以下の主要課題に取り組んでまいります。

#### ① 人材採用と育成

当社グループの収益は人材の質と量に大きく依存しております。デジタルマーケティング業界へ参入する企業が増え、競争環境が激化するに従い、人材の確保は困難になってきております。当社グループは、先進的な事例や実績等の情報発信を通じた広報活動の強化により、業界内外におけるプレゼンスを向上することで優秀な人材の採用に努めるとともに、教育やモチベーションマネジメント、働き方改革の推進による職場環境の改善等の施策により、離職率の低減と人材の質の向上を目指してまいります。

#### ② 総合的なデザイン力の強化

当社グループは、デジタル技術を活用した新たな顧客体験を創出し、顧客企業と消費者の間の感情的な結びつきを強固にすることを目指しております。その実現のためには、WEBサイトやアプリケーションのようなデジタル領域のデザインに留まらず店舗等のリ

アル領域でのデザイン力の強化が必要となってきます。当社グループでは、外部人材の活用や他社との協業を通じて総合的なデザイン力の強化を進めてまいります。

③ プロジェクト収益性の強化

プロジェクトの大型化、基幹システムとの連携等、デジタルマーケティング関連のプロジェクト業務は高度化しており、工期遅延、コスト超過等が発生するリスクは高まっております。受注から納品までの業務プロセスの継続的な整備・運用、従業員教育によるプロジェクトマネジメントの強化を行うと共に、戦略的パートナーシップを締結するアライアンスパートナーの選定、関係強化等を通じ、購買マネジメントの強化を進めてまいります。

④ 収益の安定化

当社グループは、受託サービスにおいて顧客企業の検収が特定月に集中することから売上及び利益に大幅な季節変動が発生する傾向にあります。季節変動を伴わない継続的サービスの強化、適切なアウトソーシング、営業・制作人員の柔軟な配置による固定費の適正化等を通じ、収益の安定化に取り組んでまいります。

⑤ NTTデータグループとの協業強化

中長期的な企業価値向上のため、当社グループが持つ顧客体験設計のノウハウと、NTTデータグループが持つシステム構築力を融合することにより、新たなサービスの創出、新規顧客の開拓、大口顧客の取引拡大を通じ、両社の協業を強化してまいります。

⑥ 経営環境のリスク

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛や旅行やサービスを中心とする消費活動抑制等の影響により、今後マーケティング活動を縮小する企業が増加し、当社グループをとりまく事業環境につきましても厳しくなる恐れがある一方、「ポストコロナ」「ウィズコロナ」時代を想定して、マーケティング活動のデジタル化を一層加速する企業が増加することが予想されます。当社グループは、収益向上策に取り組むと共に、デジタル技術を活用した新たな顧客体験を創出し、顧客企業と消費者との間の感情的な結びつきを強固にする企業グループとして、デジタル技術を用いた新しい価値を創造し、提供してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	サービス内容
S I P S 事業	顧客企業に対して、インターネットを中核に据えた新規事業開発やマーケティング戦略の提案・実践

## (6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都中央区
子 会 社	株 式 会 社 ト ラ イ バ ル メ デ ィ ア ハ ウ ス	東京都中央区

## (7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
306名	22名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は、その総数が使用人数の100分の10未満であるため記載しておりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
189名	4名増	38.5歳	5.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は、その総数が使用人数の100分の10未満であるため記載しておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,999,000株 (自己株式113株を含む)
- ③ 株主数 3,792名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ヌ ・ テ イ ・ テ イ ・ デ ー タ	3,395,701株	48.51%
石 黒 不 二 代	496,100株	7.08%
佐 々 木 裕 彦	170,500株	2.43%
内 田 善 久	132,300株	1.89%
鈴 木 智 博	131,500株	1.87%
伊 藤 僚 祐	77,000株	1.10%
中 島 政 良	52,600株	0.75%
野 村 證 券 株 式 会 社	46,000株	0.65%
松 井 証 券 株 式 会 社	35,800株	0.51%
株 式 会 社 S B I 証 券	34,200株	0.48%

(注) 持株比率は、自己株式 (113株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	石黒 不二代	株式会社ホットリンク 社外取締役 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役
代表取締役副社長 COO	林田 敏之	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・テラノス 代表取締役副社長
取締役	有馬 勲	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 執行役員 ITサービス・ペイメント事業本部長
取締役	内山 尚幸	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ITサービス・ペイメント事業本部 SDDX事業部長
取締役	龍神 巧	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ITサービス・ペイメント事業本部 SDDX事業部 マーケティングデザイン統括部長
取締役	川田 篤	株式会社オロ 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	後藤 恒久	
取締役 (監査等委員)	古田 利雄	弁護士法人クレア法律事務所 代表弁護士 株式会社キャンバス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社トランザクション 社外取締役
取締役 (監査等委員)	芦澤 美智子	横浜市立大学 国際商学部 准教授 横浜市立大学 国際マネジメント研究科 (大学院) 准教授 NECネットエスアイ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役川田篤氏ならびに取締役 (監査等委員) 古田利雄氏および芦澤美智子氏は、社外取締役であります。
2. 芦澤美智子氏は過去に公認会計士登録の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 塚原美一氏は2019年6月26日をもって取締役 (監査等委員) を辞任しました。
4. 取締役 (監査等委員) 古田利雄氏および芦澤美智子氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、後藤恒久氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は社外取締役および各監査等委員と、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

② 当事業年度に係る会社役員報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (1)	千円 43,277 (3,600)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (2)	17,850 (7,200)
合 計 （うち社外取締役）	9 (3)	61,127 (10,800)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第17回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額120百万円以内（うち、社外取締役12百万円）、取締役（監査等委員）について年額36百万円以内と決議いただいております。
2. 当事業年度末取締役（監査等委員を除く）6名のうち取締役（監査等委員を除く）3名は無報酬であり、上記の支給人員には含まれておりません。
3. 上表には、2019年6月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

「① 取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、いずれの取締役についても、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 川 田 篤	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、経営やシステム開発分野における高い見識と知見を生かし、経営面および事業面から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 古 田 利 雄	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの助言や、取締役会の意思決定の適正を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回すべてに出席し、審議に必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 芦 澤 美 智 子	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、経営や会計分野における高い見識と知見を生かし、適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回すべてに出席し、審議に必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、過年度の監査計画と実績の分析・評価を行い、社内関係部署や会計監査人からの報告も受けた上で、今年度の監査計画における監査内容・時間・配員計画を確認し、監査報酬の推移を確認し、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行いました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、2020年3月31日現在、会計監査人との間で当該契約は締結しておりません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1)業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」について、次のように決議しております。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 役員及び従業員の一人一人が、当社の経営管理の基本原則を理解し、適法かつ倫理的な判断を下すことができるよう、「ネットイヤーグループ倫理規程」を定め、その周知徹底を行う。
  2. 取締役会規程に則り、取締役会を定期的開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、執行役員を中心とする業務執行状況の監督を行う。
  3. 監査等委員会は、監査等委員会規程に則り、監査等委員会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  4. 取締役会が指名する執行役員により構成される経営会議が、規程に則り、当社及び関係会社運営の業務執行及び取締役より委嘱された事項について審議及び決定を行い、また、代表取締役に対して、助言・提言を行う。
  5. 社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
  6. 業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門を設置し、内部監査を実施する。
  7. 内部通報規程を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書規程を定め、株主総会、取締役会議事録及び経営会議議事録その他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、危機管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定める。
  2. 執行役員は、担当業務における個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を定めるとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応を行い、取締役会にその内容を適宜報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にする。
  2. 執行役員は、取締役会によって定められた計画及び目標を達成するために、具体的施策を策定・実施し、取締役会に報告を行う。



3. 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行う。
- ⑤ 当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  1. 当社の親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社グループ間の取引等については、法令及び社内規程に従い適切に行うこと等を基本方針とする。
  2. ネットイヤーグループ倫理規程を当社及び子会社に適用し、当社及び子会社の法令遵守及び業務の適正を確保する。
  3. グループ管理規程を定め、子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会等において協議承認を行う。子会社の規程は、当該規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
  4. 子会社の取締役及び監査役には当社の役員又は従業員を選任することにより企業集団内の情報伝達を推進する。また、当社経営会議は、子会社の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性等の監視、監督を行うとともに、当社取締役会にその状況について定期的に報告を行う。
  5. 当社内部監査部門による子会社の内部監査を行う。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び、その従業員の取締役からの独立性に関する事項
  1. 監査等委員が必要と認めた場合又は常勤の監査等委員を設置しない場合は、従業員を監査等委員の補助にあたらせる。
  2. 監査等委員補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知する。
  3. 監査等委員補助従業員の人事評価については、監査等委員会委員長の同意を要するものとする。
  4. 監査等委員補助従業員は、監査等委員の職務を補助するに際して、もっぱら監査等委員の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会委員長に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  1. 監査等委員会が選定する監査等委員又は監査等委員会が指名する監査等委員補助従業員が、経営会議をはじめとする会社の重要会議に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告する。
  2. 内部通報規程を定め、不正行為に関する通報を受け付ける窓口は通報された内容を監査等委員会に報告する。また、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止する。

3. 代表取締役社長及び執行役員は、定期的又は求めに応じて、担当する業務のリスクについて監査等委員会に対して報告する。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  1. 代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査等委員が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備する。
  2. 監査等委員は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができる。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、当社は、当該請求にかかわる費用が監査等委員の職務執行に必要ではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとする。
  3. 監査等委員補助従業員が監査等委員を補助することを目的として支出する費用については、前項の定めを準用する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
  1. ネットイヤーグループ倫理規程において、当社グループ役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
  2. 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備としておりますが、その基本方針に基づき、以下の取り組みを行っております。

### ① 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、当社及び子会社の法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定・業務執行状況の報告等、経営に関する重要事項を決定しております。当事業年度においては取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

## ② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき、補助従業員である内部監査部門と連携の上、経営会議をはじめとする重要な会議等における意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等、取締役及び執行役員の職務執行の状況並びに会社の業務及び財産の状況を監査しております。なお、監査等委員会を当事業年度においては13回開催し、必要に応じて代表取締役と意見交換を実施しております。また会計監査人と定期的に面談し、監査結果の報告を受け、経営上の重要事項について定期的に情報交換等を行っており、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

## ③ 執行役員による職務執行及び経営会議の開催

原則として週1回、執行役員による経営会議を開催し、取締役会から委嘱を受けた事項の決議及びその他の業務執行に関わる事項についての協議及び決議を行っております。経営会議において協議した事項については、取締役会に報告し、必要に応じて執行役員が取締役会に出席、報告を行っております。また、各子会社は原則として毎月取締役会を開催し、業務の状況について把握及び議論を行っております。

## ④ 子会社業務の適正を確保するための体制の運用

原則として月1回、子会社取締役会を開催し、子会社における業務状況を確認し、重要な事項の決議を行っております。当社取締役2名が子会社の取締役を兼務すると共に、当社社員1名が子会社の監査役を兼務することで、管理監督を行っております。また、当社監査等委員である取締役は子会社監査役と随時協議を行うことで、子会社における業務適正性の確認を行っております。

## ⑤ 役職員の教育

コンプライアンス意識の徹底に向けては、従業員に対して当社グループの入社時において研修の機会を設け、ネットイヤーグループ倫理規程、インサイダー取引の防止、情報セキュリティに関する教育を定期的実施しております。

## ⑥ 反社会的勢力の排除について

当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しており、定時連絡会すべてに参加する等、関係機関とも連携し、反社会的勢力の情報を収集、排除する取り組みを継続的に実施しております。

## ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑みて策定した監査実施計画書に基づいて毎期の決算時に行っており、内部統制部門が業務プロセスの実施者と一緒にリスクや対応の見直しを行い、内部統制システムの質的向上をはかっております。

#### **4. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的で継続的な配当を行っていくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針及び業績等を勘案の上、1株あたり3.25円とさせていただきます。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,438,392</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>830,319</b>
現金及び預金	992,930	買掛金	450,882
受取手形及び売掛金	1,297,746	リース債務	4,930
仕掛品	35,326	未払金	74,756
貯蔵品	1,375	未払法人税等	24,025
その他	111,012	未払消費税等	70,889
<b>固 定 資 産</b>	<b>274,566</b>	前受収益	58,698
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,169</b>	賞与引当金	114,395
器具及び備品	1,169	受注損失引当金	1,150
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>18,301</b>	その他	30,590
ソフトウェア	48	<b>固 定 負 債</b>	<b>26,395</b>
リース資産	17,852	リース債務	15,074
その他	400	繰延税金負債	999
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>255,095</b>	その他	10,321
投資有価証券	21,577	<b>負 債 合 計</b>	<b>856,715</b>
敷金・保証金	183,200	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	50,317	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,837,647</b>
その他	0	資本金	570,966
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,712,958</b>	資本剰余金	651,875
		利益剰余金	614,884
		自己株式	△78
		その他の包括利益累計額	△1,628
		その他有価証券評価差額金	△1,628
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>20,224</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,856,243</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,712,958</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

( 2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,465,836
売上原価	4,630,655
売上総利益	835,180
販売費及び一般管理費	912,773
営業損失	77,592
営業外収益	
受取利息及び配当金	268
投資有価証券売却益	36
受取賃貸料	1,012
その他	444
営業外費用	
支払利息	260
為替差損	497
支払手数料	1,246
その他	2
経常損失	77,838
特別利益	
新株予約権戻入益	2,097
税金等調整前当期純損失	75,740
法人税、住民税及び事業税	10,946
法人税等調整額	△9,344
当期純損失	77,342
非支配株主に帰属する当期純損失	9,090
親会社株主に帰属する当期純損失	68,252

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで )

(単位：千円)

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	570,966	651,875	705,883	△78	1,928,646
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△22,746		△22,746
親会社株主に帰属する 当期純損失			△68,252		△68,252
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	△90,998	-	△90,998
当連結会計年度末残高	570,966	651,875	614,884	△78	1,837,647

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△1,574	△1,574	2,097	29,314	1,958,483
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△22,746
親会社株主に帰属する 当期純損失					△68,252
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△54	△54	△2,097	△9,090	△11,241
当連結会計年度変動額合計	△54	△54	△2,097	△9,090	△102,240
当連結会計年度末残高	△1,628	△1,628	-	20,224	1,856,243

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社トライバルメディアハウス

##### ② 主要な非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Tribal Media House Technology Lab Company Limited

##### ③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Tribal Media House Technology Lab Company Limited

##### ② 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### 2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

###### ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）



② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

(主な耐用年数)

建物	3～18年
器具及び備品	3～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

・自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づいております。

ハ. リース資産

定額法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする方法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支払見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えて、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、決算日以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却し、重要性の乏しいものは発生時に一括償却することとしております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,619千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,999,000株	一株	一株	6,999,000株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2019年5月9日開催の定時取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 22,746千円
- ・ 1株当たり配当額 3.25円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月27日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年5月12日開催の定時取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・ 配当金の総額 22,746千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 3.25円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月24日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、事業投資機会までの待機資金として、安全性を優先に流動性を確保しながら機会損失を軽減することを目的に、主に短期的な預金で運用しております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から事業環境や市場環境に応じた最適な手段を選択することとしております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金は、主に本社を賃借する際に支出したものであり、差入先の信用リスクが存在します。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月程度の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場価格の変動リスクの管理

当社は、資金運用管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	992,930	992,930	—
② 受取手形及び売掛金	1,297,746	1,297,746	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	5,685	5,685	—
④ 敷金・保証金	183,200	191,283	8,082
⑤ 買掛金	(450,882)	(450,882)	—
⑥ 未払金	(74,756)	(74,756)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

④ 敷金・保証金

時価については、本社の敷金から将来の発生が予想される原状回復費見込額を控除したのに対し、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

⑤ 買掛金、⑥ 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（連結貸借対照表計上額15,892千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 262円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 9円75銭   |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,760,679</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>510,870</b>
現金及び預金	806,043	買掛金	247,544
受取手形	7,746	未払金	48,104
売掛金	818,957	未払費用	9,357
仕掛品	29,170	未払法人税等	24,025
貯蔵品	1,128	未払消費税等	54,302
前払費用	88,701	預り金	9,825
その他	8,931	前受収益	50,041
<b>固 定 資 産</b>	<b>434,946</b>	賞与引当金	66,516
<b>有形固定資産</b>	<b>839</b>	受注損失引当金	1,150
器具及び備品	839	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,320</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>400</b>	繰延税金負債	999
その他	400	その他	10,321
<b>投資その他の資産</b>	<b>433,706</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>522,191</b>
投資有価証券	5,685	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	95,400	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,675,062</b>
長期貸付金	150,000	資本金	570,966
敷金・保証金	182,620	資本剰余金	651,875
その他	0	資本準備金	606,391
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,195,625</b>	その他資本剰余金	45,483
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>452,299</b>
		その他利益剰余金	452,299
		繰越利益剰余金	452,299
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△78</b>
		評価・換算差額等	△1,628
		その他有価証券評価差額金	△1,628
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,673,433</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,195,625</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,493,091
売上原価		2,875,012
売上総利益		618,079
販売費及び一般管理費		567,915
営業利益		50,164
営業外収益		
受取利息及び配当金	538	
投資有価証券売却益	36	
受取賃貸料	8,119	
その他	222	8,917
営業外費用		
支払利息	44	
賃貸費用	7,925	
支払手数料	1,246	
その他	25	9,241
経常利益		49,839
特別利益		
新株予約権戻入益	2,097	2,097
税引前当期純利益		51,936
法人税、住民税及び事業税	10,746	
法人税等調整額	999	11,745
当期純利益		40,191

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2019年 4 月 1 日から )  
( 2020年 3 月31日まで )

(単位：千円)

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	570,966	606,391	45,483	651,875	434,854	434,854	△78	1,657,617
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△22,746	△22,746		△22,746
当 期 純 損 失					40,191	40,191		40,191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	17,445	17,445	—	17,445
当 期 末 残 高	570,966	606,391	45,483	651,875	452,299	452,299	△78	1,675,062

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,574	△1,574	2,097	1,658,140
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△22,746
当 期 純 損 失				40,191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△54	△54	△2,097	△2,151
当 期 変 動 額 合 計	△54	△54	△2,097	15,293
当 期 末 残 高	△1,628	△1,628	—	1,673,433

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 仕掛品 個別法による原価法  
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法  
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法によっております。  
（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）  
（主な耐用年数）  
建物 3～18年  
器具及び備品 3～15年
- ② 無形固定資産 定額法によっております。  
（主な耐用年数）  
自社利用のソフトウェア 3～5年
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支払見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えて、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、決算日以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。



## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	59千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	217,262千円
② 長期金銭債権	150,000千円
③ 短期金銭債務	13,412千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	629,486千円
売上原価・販売費及び一般管理費	169,876千円
② 営業取引以外の取引高	8,391千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	113株	一株	一株	113株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	20,367
減価償却費	16,818
敷金償却費	14,079
未払事業税	4,361
未払費用	3,539
未払事業所税	1,470
受注損失引当金	352
繰越欠損金	146,188
その他	498
繰延税金資産小計	207,675
評価性引当額	△207,675
繰延税金資産合計	0
繰延税金負債	
前払費用	△999
繰延税金負債合計	△999
繰延税金資産の純額	△999

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1)親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 2	科目	期末残高 (注) 2
親会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	被所有 直接 48.5%	サービスの提供	サービスの提供 (注) 1	475,188	売掛金	144,874

- (注) 1. サービスの提供については、市場の実勢価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。  
2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

### (2)子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 3	科目	期末残高 (注) 3
子会社	株式会社トライバルメディアハウス	所有 直接 92.5%	サービスの仕入 資金の援助 役員の兼任	ASPの仕入 (注) 1	77,611	買掛金	9,763
				資金の貸付 (注) 2	150,000	未払金	158
				利息の受取	272	長期貸付金 (注) 2	150,000
				賃貸収入	8,119	—	—
						未収入金	743

- (注) 1. 仕入については、市場の実勢価格等を勘案して発注先及び価格を決定しております。  
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
3. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 239円10銭  
(2) 1株当たり当期純利益 5円74銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

ネットイヤーグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野英樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平貴史	Ⓔ

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネットイヤーグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

ネットイヤーグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野英樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平貴史	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネットイヤーグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判

断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、補助使用人である内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

ネットイヤーグループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 後藤恒久 ㊦

監査等委員 古田利雄 ㊦

監査等委員 芦澤美智子 ㊦

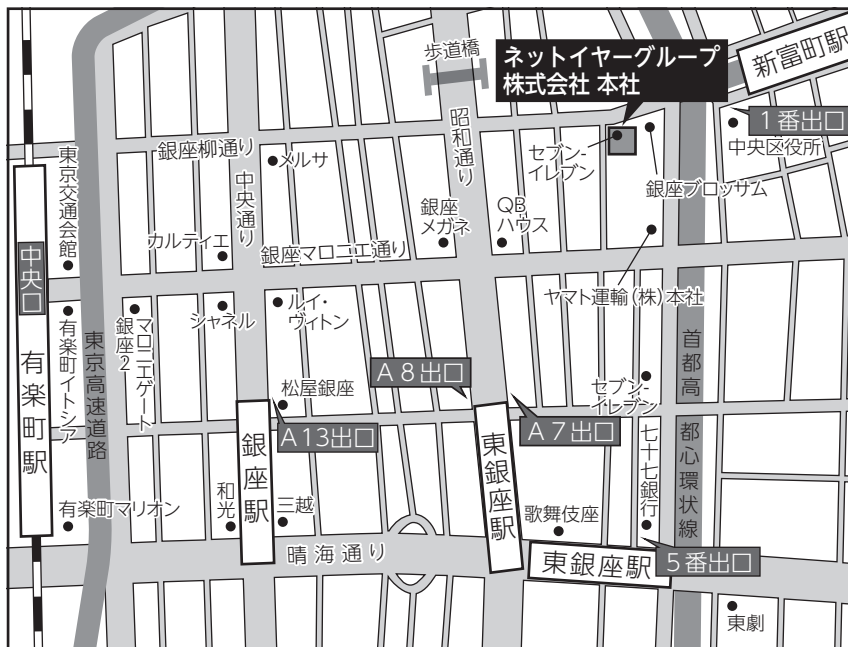
(注) 監査等委員古田利雄及び芦澤美智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

東京都中央区銀座二丁目15番2号 東急銀座二丁目ビル 当社地下1階セミナールーム  
電話 03-6369-0500



スマートフォンから右記のQRコードを使って、当社地図にアクセスすることができます。



## 交通機関

東銀座駅	地下鉄（日比谷線・浅草線）	徒歩5分
銀座駅	地下鉄（丸ノ内線・銀座線）	徒歩9分
新富町駅	地下鉄（有楽町線）	徒歩2分

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。